

農林水産省生活協同組合会員の皆様へ

## 新日本石油 ENEOS ASSOCクレジットカード新規会員募集のお知らせ

この制度は新日本石油との団体契約により、全国13000ヶ所にあるENEOSサービスステーションにてガソリン・軽油を団体価格でご利用できる制度です。

### この制度の特徴

1. カードは生協組合員のご家族でも利用できます。
2. 価格は生協機関紙(毎月1回発行)でお知らせ致します。
3. カード盗難・紛失による保険(総額30万円)があり安心です。
4. 毎月のご利用明細は翌月15日頃、ご自宅に送付いたします。
5. 入会金・年会費・保険料が無料です。

### カードご利用上の注意事項

- 代金のご請求は、ご利用の翌々月です。
- 退職・転勤で農林生協職域外へ移動した場合や生協脱退時にはカードを生協事務局までご返却下さい。
- 高速道路内ENEOSサービスステーションでもご利用いただけます(ただし料金は店頭価格となります)

### お申込の手続きは簡単です

- ①「個人情報の取扱いに関する同意事項」をご承諾していただき、下記申込書にご記入・押印の上、生協事務局にお申し送り下さい。
- ②お申込後、約3週間前後でご自宅に郵送致します。(会員規約も同封いたします。)

お申込先 農林水産省職員生活協同組合

電話 (03) 5575-2261

FAX (03) 5575-0089

## 新日本石油クレジット入会申込書

農林水産省職員生活協同組合

組合員番号		所属	
フリガナ			
お名前	印	連絡先(内線)	
カード・ご利用明細 お届け先	〒 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇		

## ENEOS ASSOC 会員規約

### 第1条 (本人会員および家族会員)

新日本石油 (以下「当社」といいます。)は、当社が認めた特定の職域団体 (以下「団体」といいます。)に所属し、かつ団体を通じて当社系列の特約店または販売店 (以下「カード発行店」といいます。)に ENEOSASSOC (以下「カード」といいます。)の発行を申し込まれたお客様の中から、適格と認めたお客様を「本人会員」とします。

②当社は、本人会員が指定した本人会員の家族のうち、団体が認めたお客様を「家族会員」とします。

③本人会員と家族会員 (以下総称して「会員」といいます。)は、この規約の全条項を承認のうえカードを利用するものとし、この規約に基づく一切の債務につき連帯して責を負うものとし、

### 第2条 (カードの発行)

カードについては、会員から申込みを受けたカード発行店が、本人会員用として1枚、家族会員用として2枚まで発行いたします。なお、業務用としてご利用されるカード (以下「業務用カード」といいます。)については、車両ごとに本人会員用のカードを発行します。

②当社は、カード発行店からの依頼に基づき、カードを作成し、会員にカードを送付します。

③会員は、カードの所定欄に、会員の自筆署名を必ず記入していただきます。この場合、自筆署名のカードについては、その署名をした本人に限り利用することができます。また、業務用カードについては、カードの所定欄に団体名を必ず記入していただいたうえで、利用することができます。

④会員は、カードを他人に貸与もしくは譲渡したり、または担保として差し入れることはできません。

### 第3条 (カードの利用)

会員は、全国の ENEOS カードシステム加盟 SS (以下「SS」といいます。)にカードを呈示し、商品の購入およびサービスの提供を受けることができます。その際、SS が発行した売上伝票の記載内容を確認し、売上伝票の所定の欄に署名し、売上伝票 (控)をお受け取りください。なお、業務用カードについては、団体名の記入とカードをご利用された方の署名を行ったうえで、売上伝票 (控)をお受け取り下さい。

②前項の定めにかかわらず、会員は当社が特に認めた商品に限り、SS と合意のうえ、かカードの呈示および署名を省略し、商品の購入およびサービスの提供を受けることができます。

③第1項の場合においては会員が売上伝票に署名した時点で、前項の場合においては SS が売上伝票を発行した時点で、当社が指定した商品 (以下「指定商品」といいます。)についてはカード発行店が、また、指定商品以外の商品およびサービスについてはご利用の SS が、それぞれ会員に対する売掛金債権を有します。

④会員は、会員が自ら給油作業を行うセルフ SS で指定商品を購入する場合、売上伝票への署名を省略することに同意した上で利用するものとし、

⑤カード利用による商品およびサービスの価格は、指定商品については、団体とカード発行店の間で定めた価格とし、また、指定商品以外の商品およびサービスの価格については、ご利用の SS が定めた価格とします。ただし、高速道路 SS における指定商品については、ご利用の高速道路 SS が定める価格とします。

⑥カード利用による商品およびサービスの1回のお買上金額の総額は、20,000円未満とします。

### 第4条 (債権譲渡の同意)

会員は、第3条第3項の定めに基づき、カード発行店以外の SS が会員に対して取得した指定商品以外の商品およびサービスに係る売掛金債権を、当社が譲り受け、当社がその債権をカード発行店に譲り渡すことをあらかじめ承諾するものとし、

### 第5条 (お買い上げ代金の決済)

会員はお買い上げ代金の決済については、お買い上げ代金を団体にお支払いいただき、団体は会員から受け取った代金をカード発行店にお支払いいただきます。

②お買い上げ代金のお支払い時期、方法等については、団体・カード発行店協議のうえ、別に定めます。

③当社は、カード発行店から売掛金債権回収の委託を受けて、会員が当社指定の金融機関に開設した預金口座から、当社が指定する収納代行会社が口座引落することにより行う場合は、次の各号に従い行うものとし、

1. お買い上げ代金の決済にあたって、当社は領収書を、取扱金融機関は引落通知書をそれぞれ発行いたしません。
2. 当社は、毎月会員の売上伝票を集計し、翌月の収納代行会社指定日に、収納代行会社が会員の金融機関口座からお買い上げ代金を引き落します。
3. 収納代行会社指定日、お買い上げ代金の一部または全部をお支払いいただけない場合、その月分のお支払額の全額について、団体または会員に通知いたしますので、団体または会員はその代金を団体を通じてカード発行店にお支払いいただきます。

### 第6条 (届出事項の変更)

会員は、入会申込書により団体またはカード発行店に届け出た事項に変更が生じた場合、会員は、遅延なく団体を通じてその旨をカード発行代理店に連絡し、所定の変更届により届出事項の変更手続きをしていただきます。

②前項に定める変更手続きがなされていない場合の事故については、団体、カード発行代理店および当社は、一切責任を負いません。

### 第7条 (カードの有効期限と更新)

会員は、カード表面に記載された有効期限を超えてカードを使用することはできません。

②カードの有効期間が満了する2カ月前までに、会員から団体を通じてカード発行店に

対してこの規約に定める方法による解約の申出がないときは、引き続き同一の条件でカードのご利用のご希望があったものとみなし、自動的に新カードを発行して会員にお届けします。その後も同様とします。ただし、団体が定める一定期間ご利用のないカードについては更新を認めない場合があります。

### 第8条 (カードの盗難、紛失)

会員は、カードを紛失したとき、または盗まれたときは、直ちに所管警察署にその旨を連絡するとともに、所定の届出書により団体を通じてカード発行店にご通知いただきます。

②カードの紛失、盗難によりカードが他人に使用された場合、カード発行店から当社が通知を受理した日前45日から受理日後30日までの間に発生した会員の損害について、補てんされます。

③補てんの金額については、30万円を限度とし、別途保険会社と定めるところによります。

④会員は、届出日以降、当該カードを発見された場合、必ず当社へご返送ください。

### 第9条 (善管注意義務)

「ENEOS ASSOC」は、クレジットカードです。会員は、カードの不正使用が発生しないよう、善良な管理者の注意をもってカードの管理にあたるものとし、

### 第10条 (会員資格の喪失)

会員は、この規約の解約を希望する場合、団体を通じてカード発行店に申し出ることにより、いつでも解約することができます。

②カード発行店および当社、または団体は、会員が団体に所属しなくなった場合、または会員の本規約違反等の事由により、会員の資格を取り消せざるを得ないと判断した場合、会員資格を取り消すものとし、

③会員が会員資格を失われた場合、会員はカードを直ちに団体を通じてカード発行店に返却していただきます。

④会員が会員資格を失われた場合、商品およびサービスの購入代金のうち未払い代金の支払方法について、会員は責任をもって団体と取り決めていただきます。

⑤会員は、会員資格を喪失した後であっても、カードがカード発行店に返却されないうちにカードを使用した場合、その代金の支払いの責を負うものとし、

### 第11条 (損害賠償)

会員は、この規約に違反した場合、それにより当社、カード発行店、団体または第三者に損害が発生した場合、その損害について賠償の責を負うものとし、

### 第12条 (付則)

当社が他の会社に本クレジット業務を移譲したときは、当社と会員との一切の権利義務は、当該他の会社に継承されるものとし、

②カードの利用による商品、またはサービスに関する紛争については、すべての会員と発行店またはご利用のお買上げ SS において解決していただくこととします。

### 第13条 (本契約の変更・追加)

当社は、この規約につき、必要に応じて内容を変更し、または追加することができるものとし、

この場合、当社から直接、またはカード発行店を通じて、変更・追加事項を会員に通知するものとし、その後、会員がカードをご利用したときは、その変更・追加事項をご承認したものと見なします。

### 第14条 (合意管轄)

この規約に関して会員と当社の間で紛争が生じたときの管轄裁判所については、これを東京地方裁判所とします。

以上